

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

(あて先) 京都府知事		平成 18
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14		日本新薬株式会社 代表取締役社長 初山 一登 電話 075 - 321 -

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	医薬品・食品の製造及び販売
-------------	---------------

該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））
-----------	--

計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月
------	---------------------------

基本方針	エネルギー消費効率の改善、自然エネルギー（太陽光発電など）の活用、省エネルギー活動の推進、廃棄物排出量の削減により3%以上のCO2排出量の削減を目指す。
------	--

推進体制	専門部署で策定した実施計画を環境担当役員を委員長とする環境委員会で承認し、実施する。
------	--

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容
	18~19	研究所・事務所	より効率の高い省エネルギー設備の導入や自然エネルギーなどについて検討する。
	18~19	研究所・事務所	夏季の適正冷房（28℃）及び冬季の適正暖房（20℃）の実施及びクールビズ・ウォームビズによりCO2を削減する。
	18~19	研究所・事務所	アイドリング・ストップ運動として次のことに取り組み、CO2を削減する。 ・アイドリング・ストップの徹底 ・従業員への定期的な遵守指導 ・駐車場利用者への看板等による周知徹底

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率
		(16)年度 (二酸化炭素換算 (t))	(19)年度 (二酸化炭素換算 (t))	(計画) (%)
	A 事業所等排出区分	7,104 t	6,885 t	-3.1 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 7,104 t	*2 6,885 t	-3.1 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等		削減量等	
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
		(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計			*3	t

差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）
	*1	7,104 t	(*2)-(*3) 6,885 t

特記事項 当社ではH12年度より下記のエネルギー消費効率の改善に取り組んできており、H16年度にH2年度（1990年度）比で10.5%（経団連の公表数字より算出）のCO2削減を達成しています。
 (1) 研究所1号館空調機のインバータ取り付けによる電力の削減（H12~H14年度）
 (2) 研究所1,2号館空調機に新型電力削減システム（通称：スーパーメック）を導入し電力を削減（H16年度）
 (3) 研究所2号館にガスコージェネシステムを導入し、エネルギー使用効率を向上（H16年度）
 (4) 事務所空調機用に夜間電力を利用した「氷蓄熱方式」を導入し、昼間の冷凍電力の負荷を低減（H14~15年度）
 (5) 夏季の適正冷房の実施及び省エネスタイルによる電力の削減（H14年度~）

連絡先	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。